

ディスクロージャー分析～内部監査に係るデュアルレポーティングライン構築の開示分析～

当ディスクロージャー分析レポートでは、内部監査の実効性を確保するための取組の一環として、2023年3月期の有価証券報告書より新たに開示が求められることとなったデュアルレポーティングの有無に関して、有価証券報告書における任意開示状況を調査・分析した。

はじめに

2023年1月31日付で「企業内容等の開示に関する内閣府令」等（以下、開示府令という。）が改正され、2023年3月期の有価証券報告書（以下、有報という。）より、コーポレート・ガバナンスに関する開示の一環として、デュアルレポーティングの有無を含む、内部監査の実効性を確保するための取組を分かりやすく、具体的に開示することが求められる。

デュアルレポーティングラインとは

デュアルレポーティングラインとは、開示府令上「内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み」と表記されているが、これは、通常CEO等のみの指揮命令下にある内部監査部門が、業務執行ライン上のレポーティングライン（報告経路）に加えて、取締役会と並んで監査役会等に対しても、同時に直接のレポーティングラインを確保することを意味する。

デュアルレポーティングラインの必要性

内部監査の実効性を確保する上で、デュアルレポーティングラインが必要となる理由は、通常、内部監査部門はCEO等のみの指揮命令下に置かれているという性質上、経営陣幹部自体に不正事案等が発生した場合には、独立した機能が十分に発揮されないという問題があると考えられるからである。

内部監査が組織内でどれほど有効に機能していたとしても、経営者自身が不正を行った場合には、内部監査部門が一般的には経営者の直轄下に配置されているため、内部監査自体が有効に機能せず、自浄作用を発揮することはできない。こうした内部監査の限界を克服するべく、経営者に対するモニタリング機能を有する取締役会、監査役等、会計監査人、内部監査部門は、互いに機能的に連携し、経営者への牽制や監査の実効性を高めていくことが必要となる。機能的な連携を図るために、内部監査部門から、取締役会や監査役等へ直接報告する制度（デュアルレポーティングラインの構築）を構築することは、重要な意義を有していると言える。

調査概要と分析結果

デュアルレポーティングに関して、これまで有報上で任意で開示している事例は、どの程度存在するのだろうか。下記要領で調査・分析した。

1.調査の対象

2021年3月期～11月期及び2022年3月期～11月期 有報

3.分析結果

開示用語	年度	
	2021年 3月～11月期決算 (n=3,360社)	2022年 3月～11月期決算 (n=3,373社)
デュアルレポーティングライン	1件	2件
デュアルレポーティング体制	0件	1件
デュアルレポートライン	0件	3件
レポートライン	2件	4件
ダブルレポート	2件	4件
直接報告	17件	41件
計	22件	55件

「デュアルレポーティングライン」及びそれに類する用語を用いて開示している事例は数件に留まったものの、「直接報告」というキーワードを用いて、開示している事例は、2021年と比較すると2022年は増加傾向にあることが分かる。

4.事例

日精エー・エス・ビー機械(株) 有価証券報告書(2022年09月30日(決算日)) / コーポレート・ガバナンスの状況等» (3) 【監査の状況】

② 内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室(3名)では、監査役、会計監査人及び内部統制部門と連携を密にし、当社及び連結子会社の業務の執行状況、及び内部統制状況を監査しております。監査結果は、社長及び監査役に報告し、関係部門に対して周知徹底を行っております。また、取締役会及び監査役会の機能発揮を図る観点から、内部監査室から取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告を行う、デュアルレポーティング体制も採用しております。

2.調査方法

キーワード検索:「デュアルレポーティング」OR「直接報告」OR「ダブルレポート」OR「レポートライン」

※キーワード検索のため、網羅性等は保証しない。また、キーワード検索の結果、本調査の目的とは異なる意味合いで記載されている事例については、筆者の判断でカウント対象から除いている。

ただし、母集団との対比では、キーワードを用いて、任意で内部監査部門の連携体制を開示している企業は相対的に少ないことが窺える。

おわりに

当ディスクロージャー分析レポートでは、2023年3月期の有報より新たに開示が求められることとなった、デュアルレポーティングの有無を含む内部監査の実効性を確保するための取組について、有報における開示状況を調査・分析した。

特に、本件に関して、開示府令の公開草案段階では、上場会社等である場合に開示対象が限定されていたが、本改正では、上場会社等以外の者にも開示対象が広がっている。内部監査の実効性を確保することの重要性は、上場会社等か否かによって区別されないことが、開示府令上示されたと考えられる。ただし内部監査に係るデュアルレポーティングラインを構築し、またそれを開示するだけでは意味がない。構築したレポートラインが有効に機能してこそ、実効性あるガバナンス体制となり、ひいては企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現することに繋がるものと考えられる。

2023年3月24日には、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2022」の更新版が公表されている。各企業におかれては、これらの好事例集を参照の上、開示のための開示にならないよう留意されたい。

以上